［条を削る。］

［条を削る。］

第十条　職員が法第二十六条第一項第二号に該当し旅行する場合には、次の区分により日額旅費を支給する。

一　日帰りの場合

イ　旅行が行程八キロメートル以上十六キロメートル未満又は引き続き五時間以上八時間未満の場合　四百二十円

ロ　旅行が行程十六キロメートル以上又は引き続き八時間以上の場合　六百二十円

二　宿泊する場合

イ　公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合

(一)　国が主として職員の研修等に伴う宿泊の用に供している施設に宿泊する場合

(i)　宿泊料を徴する場合　二千八百円

(ii)　宿泊料を徴しない場合　二千八十円

(二)　(一)以外の施設に宿泊する場合

(i)　宿泊料を徴する場合　三千八百円

(ii)　宿泊料を徴しない場合　二千八十円

ロ　下宿その他これらに準ずる宿泊施設に宿泊する場合　三千二百六十円

ハ　旅館に宿泊する場合

(一)　三十日未満の期間につき　五千九百十円

(二)　三十日以上六十日未満の期間につき　五千三百十円

(三)　六十日以上の期間につき　四千七百二十円

三　研修のため国又は地方公共団体の各共済組合が運営する宿泊施設に宿泊する場合において、その宿泊料が三千百八十円を超えるときは、三千八百円にその超える部分に相当する額を加算して得た額（ただし、旅館に宿泊する場合のそれぞれの区分による定額の限度内とする。）を支給することができる。

四　研修のため公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊することとされている場合において、自己の都合により公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊しないときは、公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合の研修者に対して支給する額と同一額の日額旅費を支給するものとする。

第十一条　前二条の規定により日額旅費を支給する場合において、その旅行が次の各号に該当するときは、当該各号の定めるところにより支給する。

一　特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃（以下「運賃」という。）を必要とする場合には、前二条の規定による日額旅費の額に次に掲げる額を加算した額を支給する。

イ　日帰りの場合

最低運賃の実費額が当該旅行において支給される日額の二分の一に相当する額を超える場合は、その超える額

ロ　宿泊する場合

最低運賃の実費額が宿泊所と用務地間の距離又は所要時間に応じた第十条第一号又は前条第一号の区分により支給される日額の二分の一に相当する額を超える場合は、その超える額